

よくある
質問

マイナンバーカード（マイナ保険証）がなくても医療機関で受診できる？

Q

現行の健康保険証がなくなってマイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証）になりますが、マイナンバーカードを持っていない場合、保険証はどうすればいいですか？



A



「資格確認書」が申請不要で無償交付されます。それを医療機関や薬局の窓口で提示することで、従来通りの保険診療を受けることができます。

マイナ保険証に関するその他 Q&A

Q 健康保険証はいつまで使えますか？

2024年12月2日時点で有効な健康保険証は、最長で1年間（2025年12月1日まで）使用可能です。ただし、有効期限が2025年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで被保険者の異動が生じた場合は、その有効期限までとなります。

Q 資格確認書はどこで交付されますか？

加入している医療保険者（勤務先の健康保険組合や協会けんぽ、市区町村の国民健康保険など）から交付されます。交付方法は保険者によって異なるため、詳細や不明点については、ご自身が加入している医療保険者にお問い合わせください。

資格確認書イメージ

〇 健康保険	有効期限	年	月	日	
国民健康保険	保険種別	年	月	日	
資格確認書					
記号	番号	(印刷)			
氏名	姓	名			
生年月日	年	月	日	性別	男
通知開始年月日	年	月	日	通知	済
交付年月日	年	月	日		
健康保険者					
住所					
保険者番号	□□□□□□□□				
交付者名	印				

Q マイナンバーカードは持っていますが、健康保険証の利用登録（マイナ保険証に）していません。

その場合も、加入している医療保険者から、資格確認書が申請不要で無償交付されます。

Q マイナ保険証を持っていても、病態が悪くて受診が困難な人はどうすれば良いですか？

病態が悪くて受診（受付）時に「顔認証ができない」「暗証番号が押せない」方については、申請により資格確認書が発行されます。申請については、親族等の法定代理人のほか、介助者等による代理申請も可能です。

Q 資格確認書の有効期限はいつまでですか？

医療保険者（勤務先の健康保険組合や協会けんぽ、市区町村の国民健康保険など）が「5年以内」で設定することになっています。詳細や不明点については、ご自身が加入している医療保険者にお問い合わせください。

ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。